

第 2 2 期 第 2 5 回青森県西部海区漁業調整委員会議事録

1 日 時 令和5年9月26日（水）午後1時30分

2 場 所 青森市新町1丁目11-22
アラスカ会館 2階「ガーネット」

3 出席者

区 分	職 名	氏 名
委 員	会 長	富 田 重 基
	会長代理	立 石 政 男
	委 員	古 川 今 日 志
	〃	福 田 隆 一
	〃	西 崎 昭 一
	〃	田 村 義 夫
	〃	柴 田 武 信
	〃	佐々木 信 昭
	〃	山 本 幸 宏
	〃	尾 野 明 彦
	〃	野 土 一 公
	〃	黒 滝 洋 子
	〃	堀 内 精 二
事 務 局	事務局長	長 根 幸 人
	主任専門員	八 島 美 奈 子
	非常勤事務員	鳴 海 留 美 子
県 側	水産振興課 副 参 事	三 橋 潤 一 郎
	西北地方水産事務所 所 長	蝦 名 浩
	下北地方水産事務所 副 所 長	泉 田 哲 志

4 提出議案

議案第1号：漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）

5 審議結果

第1号議案：原案どおり答申することに決定された。

6 議事の経過

会 長

それでは、ただ今から、第22期第25回青森県西部海区漁業調整委員会を開催いたします。

委員の皆様には、委員会の御案内を申し上げたところ、御多忙の中、御出席いただき誠にありがとうございます。

本日の委員会は、先ほど事務局から説明があったとおり、議題として、議案1件、報告事項1件の審議が予定されております。

委員各位の御協力と県の適切な御助言をいただきながらスムーズに進めたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員数15名のところ、全員の委員の御出席をいただいておりますので、漁業法第145条第1項の規定に基づきまして本委員会は成立しております。

次に、委員会規程第13条第2項の規定により、議事録署名人を選出したいと思いますが、これまでの慣例により、私から指名してよろしいでしょうか。

委 員

(「異議なし」の声あり。)

会 長

ありがとうございます。

それでは、佐々木委員と堀内委員の両名を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

議題に入ります。

議案第1号「漁業許可の制限措置の内容等について（諮問）」を議題に付します。
事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

議案第1号資料の1ページ目を御覧ください。

これは、県知事からの諮問文です。件名及び本文のみ読み上げます。

漁業の許可の制限措置の内容等について（諮問）。

このことについて、漁業法第58条において読み替えて準用する同法第42条第3項の規定に基づき、貴委員会へ諮問します。

以上となりますが、これは漁業法に基づく規定により、今回諮問があったもので、詳細につきましては、この後、県側から説明がありますので、事務局からは以上です。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

会 長

県から補足説明があれば、よろしくをお願いします。

水産振興課 三橋副参事

はい、会長。

会 長

はい、どうぞ。

水産振興課 三橋副参事

それでは、議案第1号につきまして、県から補足説明させていただきます。

資料を1枚おめくりいただいて、2ページ目を御覧ください。

いつものように漁業種類、それから許可、認可すべき船舶等の数、漁業を営む者の資格について説明させていただきます。

2ページ目は、はたはた小型定置漁業でございます。

漁業を営む者の資格は、西共第19、20号ですので、車力漁協の組合員ということになります。

許可すべき船舶等の数は、3隻ということになっております。

続いて、3ページ目を御覧ください。

なまこ固定式刺し網漁業でございます。

西共第45号ということで、平内町漁協となっております。

許可すべき船舶は1隻となっております。

4ページを御覧ください。

なまこ潜水器漁業でございます。

後潟漁協ということで、許可すべき者の数は1人ということになっております。

県からの補足説明は以上でございます。御審議の方、よろしくお願ひいたします。

会 長

ただ今、事務局及び県からの説明が終わりましたので、委員各位から何か御質問、御意見等がございましたらお願ひいたします。

尾野委員、何か御質問、御意見、補足ありませんか。

尾野委員

ありません。

会 長

特に御質問、御意見もないようですので、諮問どおり決定したいと思っておりますが、御

異議ございませんか。

委員

（「なし」の声あり。）

会長

ありがとうございます。

それでは、議案第1号について、諮問どおりと決定し、県知事に答申することといたします。

なお、答申文の内容については、本職に一任願います。

これで議案を終了し、次に報告事項に入ります。

報告事項「令和5年度全国海区漁業調整委員会連合会要望活動結果について」を事務局から説明をお願いいたします。

長根事務局長

それでは、説明いたします。

報告資料の1ページ目を御覧ください。

令和5年度の全国海区漁業調整委員会連合会の要望活動結果について、令和5年8月31日、連合会の方からその結果について送付がありました。

この中で5ページ目になりますが、太平洋クロマグロの資源管理についてです。

1の5ページ目、1の②の中段になりますが、ウに係る部分です。

クロマグロの要望につきましては、本委員会から要望が出されて、連合会の要望事項として関係機関に照会されておりますが、このウについてです。

大臣許可漁協に対し、IQによる資源管理の遵守とともに、一部大臣許可漁業の地域海面への新規参入により、漁場利用の混乱等が発生していることを踏まえ、漁場利用などの地元ルールを尊重するよう、強く指導すること。

こういう要望に対しまして、水産庁から5ですけれども、必要な場合は業界団体を通じて周知するので、そのルールがあれば情報提供いただきたい。という回答を得ております。

次のページになりますが、1の③、中段のイの部分です。

大臣届出漁業である「沿岸まぐろはえ縄漁業」者のうち、他県の管轄に属することが明らかな海域で操業するものについては、飛ばしますけれども、大臣管理として国で管理すること。

これは、大臣届出漁業につきましては、広域漁業調整委員会とは別に、その広域漁業調整委員会の承認制度が始まる以前から、太平洋海域で操業を行う5トン以上20トン未満の漁船については、届出をすることという決まりがあるわけですが、広域的に操業をする者については、国の管理として欲しいという趣旨です。

回答といたしましては、2になります。後ろの方になります。

知事管理上支障があるような操業をする沿岸まぐろはえ縄漁業者がいるのであれば、その管理手法については個別に御相談いただきたいということで、国では、直ちにこの制度の改正に着手するという事は伺えない内容となっております。

次に、飛びまして、8ページ目、一番下のマスになりますけども、3です。

遊漁者等の操業自粛措置、これにつきましては、下段の方になりますけども、採捕の禁止等の規制の徹底に向け、具体的な管理体制を国の責任で早急に整備するとともに、迅速かつ正確な採捕数の報告を徹底させるよう、強く指導することと。こういう要望に対しまして、2のところになります。国では、陸揚げ後10日から5日に今年度、報告の期間を短縮しているということと、3になりますが、都道府県や海上保安庁とも連携し、疑義情報に基づく立入検査等を行い、委員会指示違反者に対しては指導文章を発出するとともに、ホームページ等で公表しているということです。

以上になります。本委員会から提出されておりますレジームシフト関係の部分につきまして、また、他の部分につきましては、各自において一読をお願いいたします。

事務局からは以上です。

会 長

事務局からの報告が終わりましたので、委員各位から何か御質問等がございましたらお願いいたします。

今のこの報告のあれは、どっちかと言うと東部海区管内を見越したということですよ。

長根事務局長

はい。

大臣許可の関係の部分につきましては、太平洋の方に関連する部分、東部海区の方からあがっている案件になります。

ただ、遊漁につきましては、日本海の方が、むしろ、そういう問題が大きいかなということ、そういうふう認識しております。

会 長

堀内委員、何か補足説明ございますか、これについて。

堀内委員

大丈夫です。

会 長

大丈夫ですか。分かりました。

他にございませんか。

それでは、御質問もないようですので、本日本日予定した議事を全て終了しましたので、第22期第25回青森県西部海区漁業調整委員会を閉会いたします。

終了 午後1時41分